

第1編

犯罪の動向



法務省赤れんが棟

【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

第1章 刑法犯

第2章 特別法犯

第3章 諸外国における犯罪動向

第1章 刑法犯

第1節 主な統計データ

令和6年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値も参考値として掲載している（交通犯罪については、第4編第1章参照）。

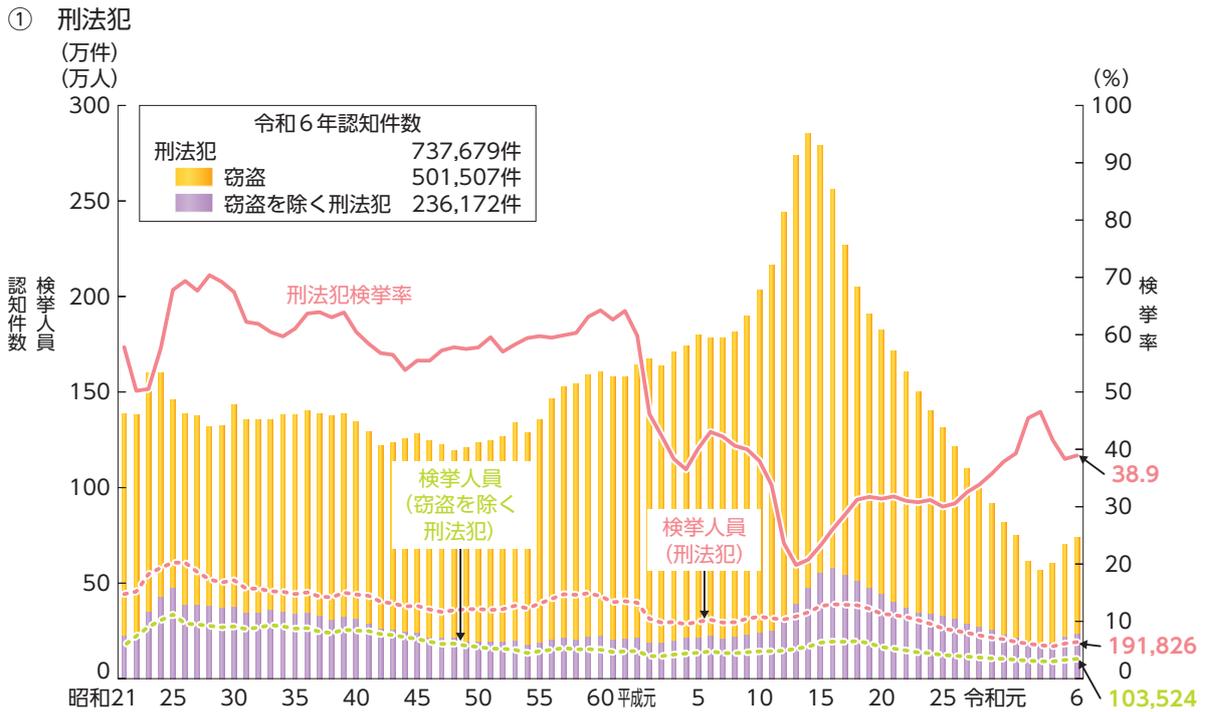
令和6年の主な統計データ（刑法犯）

		(前年比)	[平成17年比]
① 認知件数			
刑法犯	737,679件	(+34,328件、+4.9%)	[-67.5%]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	236,172件	(+16,516件、+7.5%)	[-56.6%]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	277,535件	(-13,844件、-4.8%)	[-67.6%]
うち危険運転致死傷	844件	(+61件、+7.8%)	[+202.5%]
うち過失運転致死傷等	276,691件	(-13,905件、-4.8%)	[-67.7%]
② 検挙件数			
刑法犯	287,273件	(+17,723件、+6.6%)	[-55.8%]
窃盗を除く刑法犯	121,224件	(+8,789件、+7.8%)	[-45.0%]
③ 検挙人員			
刑法犯	191,826人	(+8,557人、+4.7%)	[-50.4%]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	103,524人	(+5,790人、+5.9%)	[-46.3%]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	284,581人	(-13,619人、-4.6%)	[-68.1%]
うち危険運転致死傷	844人	(+66人、+8.5%)	[+202.5%]
うち過失運転致死傷等	283,737人	(-13,685人、-4.6%)	[-68.2%]
④ 発生率			
刑法犯	595.9	(+30.2)	[-1,180.2]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	190.8	(+14.1)	[-235.2]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	224.2	(-10.1)	[-445.7]
うち危険運転致死傷	0.7	(+0.1)	[+0.5]
うち過失運転致死傷等	223.5	(-10.2)	[-446.2]
⑤ 検挙率			
刑法犯	38.9%	(+0.6pt)	[+10.3pt]
窃盗を除く刑法犯	51.3%	(+0.1pt)	[+10.8pt]

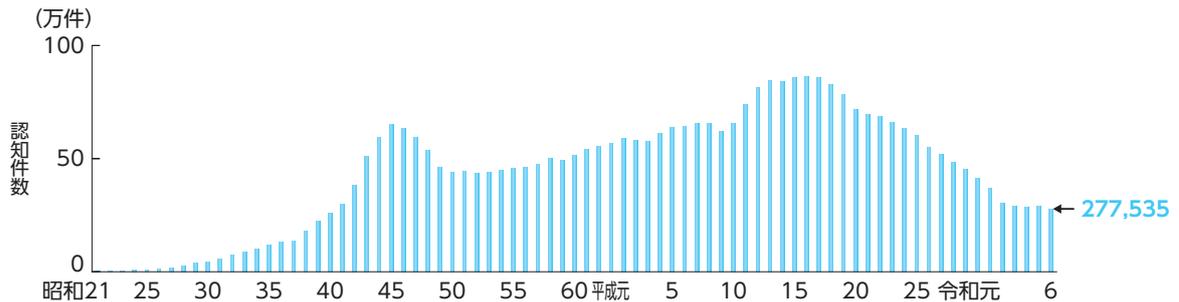
注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、[1-1-1-1図](#)のとおりである（CD-ROM 資料1-1参照）。

(昭和21年～令和6年)



② (参考値) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷は、昭和40年以前は「②(参考値)危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に、41年以降は「①刑法犯」にそれぞれ含まれる。

1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万3,739件にまで達した。15年以降は減少に転じ、27年から令和3年までは戦後最少を更新していたが、4年から3年連続で増加し、6年は73万7,679件(前年比3万4,328件(4.9%)増)であった。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた(本章第2節1項参照)ことに伴うものである。

なお、刑法犯の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた令和2年及び3年においては大きく減少したが、4年以降は増加しており、6年は、同感染症の感染拡大前である元年の98.5%の水準に達した。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.5を記録した後、15年から一貫して低下していたが、令和4年から3年連続で上昇し、6年は595.9(前年比30.2上昇)であった(1-1-1-1図 CD-ROM 参照)。

令和6年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員（罪名別）

(令和6年)

罪 名	認 知 件 数	発 生 率	検 挙 件 数	検 挙 率	検 挙 人 員
総 数	737,679 (+34,328)	595.9 (+30.2)	287,273 (+17,723)	38.9 (+0.6)	191,826 (+8,557)
殺 人	970 (+58)	0.8 (+0.1)	937 (+65)	96.6 (+1.0)	923 (+115)
強 盗	1,370 (+9)	1.1 (+0.0)	1,267 (+35)	92.5 (+2.0)	1,780 (+179)
放 火	758 (-8)	0.6 (-0.0)	648 (-7)	85.5 (-0.0)	511 (-65)
不同意性交等	3,936 (+1,225)	3.2 (+1.0)	3,376 (+1,303)	85.8 (+9.3)	3,086 (+1,211)
凶器準備集合	15 (+8)	0.0 (+0.0)	10 (+4)	66.7 (-19.0)	28 (+6)
暴 行	29,250 (-946)	23.6 (-0.7)	24,302 (-567)	83.1 (+0.7)	24,584 (-721)
傷 害	22,292 (+123)	18.0 (+0.2)	18,374 (+420)	82.4 (+1.4)	20,248 (+346)
脅 迫	4,502 (-33)	3.6 (-0.0)	3,712 (-44)	82.5 (-0.4)	3,253 (-1)
恐 喝	1,687 (+120)	1.4 (+0.1)	1,198 (+47)	71.0 (-2.4)	1,371 (+8)
窃 盗	501,507 (+17,812)	405.1 (+16.1)	166,049 (+8,934)	33.1 (+0.6)	88,302 (+2,767)
詐 欺	57,324 (+11,313)	46.3 (+9.3)	16,175 (-492)	28.2 (-8.0)	9,025 (-736)
横 領	16,710 (+915)	13.5 (+0.8)	11,444 (+642)	68.5 (+0.1)	10,629 (+565)
遺失物等横領	14,345 (+466)	11.6 (+0.4)	9,936 (+451)	69.3 (+0.9)	9,301 (+372)
偽 造	2,096 (+193)	1.7 (+0.2)	1,585 (+178)	75.6 (+1.7)	995 (+110)
贈 収 賄	31 (-11)	0.0 (-0.0)	34 (-5)	109.7 (+16.8)	54 (-21)
背 任	100 (-2)	0.1 (-0.0)	74 (-12)	74.0 (-10.3)	86 (-)
賭博・富くじ	266 (+125)	0.2 (+0.1)	244 (+144)	91.7 (+20.8)	586 (+164)
不同意わいせつ	6,992 (+896)	5.6 (+0.7)	5,857 (+1,044)	83.8 (+4.8)	4,450 (+646)
公然わいせつ	2,255 (-71)	1.8 (-0.0)	1,694 (-9)	75.1 (+1.9)	1,337 (+12)
わいせつ物頒布等	364 (-264)	0.3 (-0.2)	372 (-268)	102.2 (+0.3)	216 (-129)
性的姿態撮影等処罰法	8,436 (+5,898)	6.8 (+4.8)	6,867 (+5,571)	81.4 (+30.3)	4,429 (+3,493)
公務執行妨害	2,133 (-84)	1.7 (-0.1)	2,063 (-27)	96.7 (+2.4)	1,566 (-38)
失 火	198 (+11)	0.2 (+0.0)	112 (-5)	56.6 (-6.0)	105 (+2)
住 居 侵 入	10,175 (-452)	8.2 (-0.3)	5,422 (-32)	53.3 (+2.0)	3,393 (-81)
略取誘拐・人身売買	588 (+62)	0.5 (+0.1)	556 (+83)	94.6 (+4.6)	485 (+12)
盗品譲受け等	971 (-3)	0.8 (+0.0)	884 (+5)	91.0 (+0.8)	716 (-12)
器 物 損 壊	53,668 (-3,289)	43.3 (-2.5)	8,106 (-261)	15.1 (+0.4)	4,671 (+78)
暴力行為等処罰法	53 (+20)	0.0 (+0.0)	45 (+15)	84.9 (-6.0)	50 (+19)
そ の 他	9,032 (+703)	7.3 (+0.6)	5,866 (+962)	64.9 (+6.1)	4,947 (+628)

(参考値)

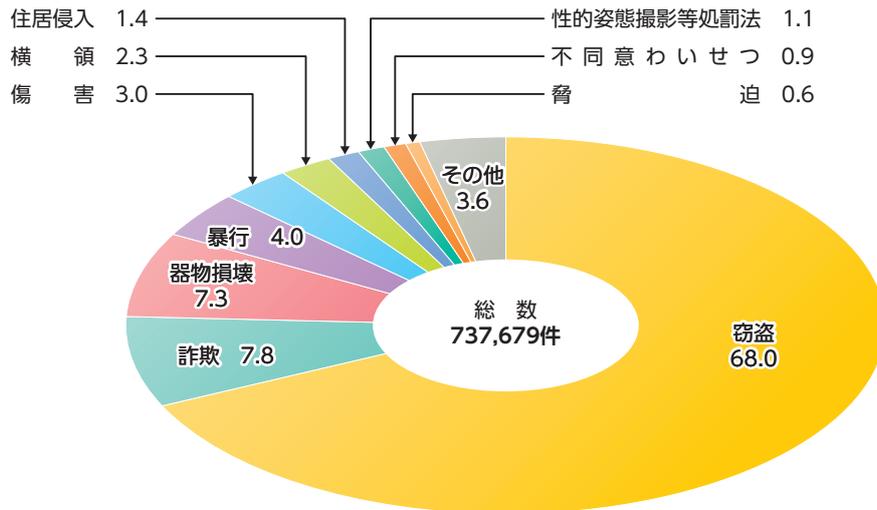
危険運転致死傷	844 (+61)	0.7 (+0.1)	844 (+61)	100.0 (-)	844 (+66)
過失運転致死傷等	276,691 (-13,905)	223.5 (-10.2)	276,691 (-13,905)	100.0 (-)	283,737 (-13,685)

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
 3 () 内は、前年比である。

令和6年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、1-1-1-3図のとおりである。

1-1-1-3図 刑法犯 認知件数の罪名別構成比

(令和6年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

2 検挙件数と検挙率

刑法犯の検挙件数は、平成17年から減少し、22年からは毎年戦後最少を更新していたが、令和5年から2年連続で増加し、6年は28万7,273件（前年比1万7,723件（6.6%）増）であった。

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、令和3年には46.6%と平成元年以降で最高となった。令和4年から2年連続で低下したものの、6年は38.9%（前年比0.6pt上昇）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和6年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

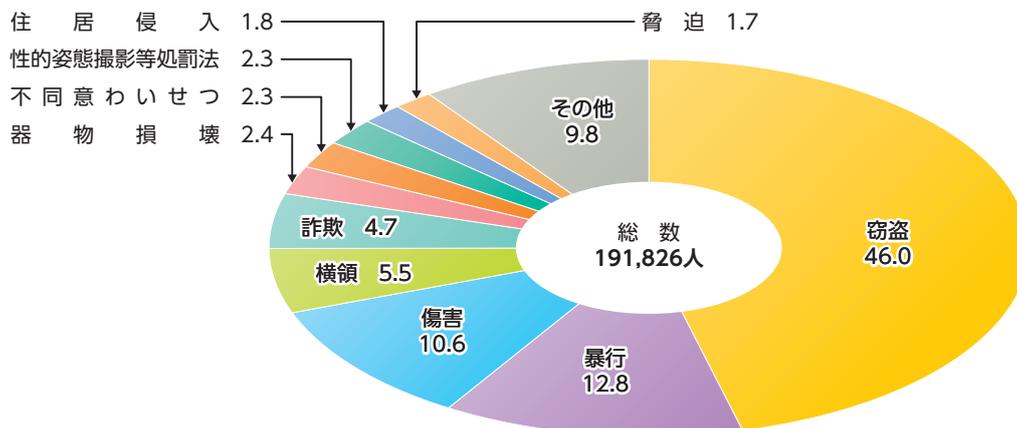
3 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成16年には元年以降最多の38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、25年から令和4年までは毎年戦後最少を更新したものの、5年から2年連続で増加し、6年は19万1,826人（前年比8,557人（4.7%）増）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和6年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2表参照）。

1-1-1-4図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和6年)

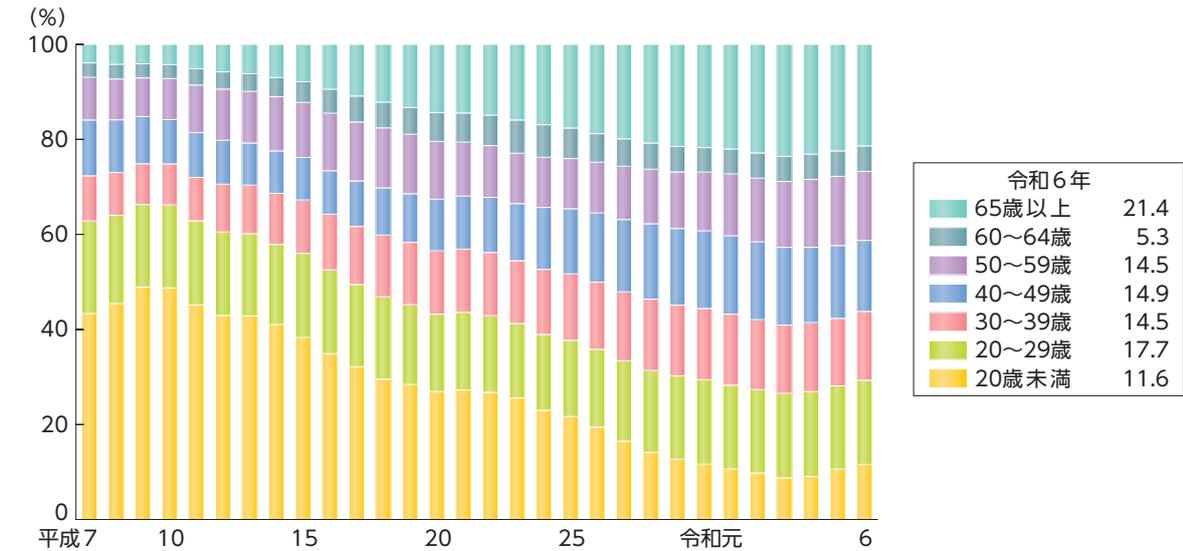


注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成7年には3.9%（1万1,440人）であったが、令和6年は21.4%（4万1,070人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率は上昇傾向にある（年齢層別に見た犯罪の動向については、第4編第8章参照）。一方、20歳未満の者の構成比は、平成9年には48.9%（15万3,389人）であったが、その後低下傾向にあり、令和2年に9.8%（1万7,904人）と昭和48年以降初めて10%を下回ったところ、令和6年は11.6%（2万2,274人）であった（少年非行の動向については、第3編第1章参照）。

1-1-1-5図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成7年～令和6年)



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

令和6年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表のとおりである（男女別に見た犯罪の動向については、第4編第7章参照）。

1-1-1-6表 刑法犯 検挙人員（罪名別、男女別）

(令和6年)

罪 名	総 数	男 性	女 性	女性比
刑 法 犯	191,826 (100.0)	151,083	40,743	21.2
殺 人	923 (0.5)	708	215	23.3
〔 嬰 児 殺 〕	8 (0.0)	2	6	75.0
強 盗	1,780 (0.9)	1,597	183	10.3
放 火	511 (0.3)	378	133	26.0
不 同 意 性 交 等	3,086 (1.6)	3,065	21	0.7
暴 行	24,584 (12.8)	20,865	3,719	15.1
傷 害	20,248 (10.6)	18,066	2,182	10.8
恐 喝	1,371 (0.7)	1,259	112	8.2
窃 盗	88,302 (46.0)	60,719	27,583	31.2
〔 万 引 き 〕	51,588 (26.9)	30,742	20,846	40.4
詐 欺	9,025 (4.7)	7,203	1,822	20.2
横 領	10,629 (5.5)	9,125	1,504	14.1
遺 失 物 等 横 領	9,301 (4.8)	8,044	1,257	13.5
偽 造	995 (0.5)	740	255	25.6
不 同 意 わ い せ つ	4,450 (2.3)	4,415	35	0.8
性的姿態撮影等処罰法	4,429 (2.3)	4,408	21	0.5
そ の 他	21,493 (11.2)	18,535	2,958	13.8

注 1 警察庁の統計による。

2 () 内は、罪名別構成比である。

3 [] 内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。

4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

コラム1 刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み

犯罪白書では、我が国の犯罪情勢につき、刑法犯、特別法犯、危険運転致死傷・過失運転致死傷等といった分類に従い、その分類ごとに動向を概観・分析しているところ、令和4年版からは、我が国における刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試みを続けている。

図1は、法務総合研究所が資料を入手し得た数値に基づき、令和6年の司法警察職員（警察以外も含む。）による（ア）刑法犯、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等、（ウ）特別法犯（交通法令違反を除く。以下このコラムにおいて「特別法犯」という。）及び（エ）交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。以下このコラムにおいて「交通法令違反」という。）の検挙件数（一部については送致件数を検挙件数として計上している。）を横並びにし、その件数及び構成比を見ることで、我が国の検挙の状況を捉えようとするものである。6年の検挙件数の総数は、前年から約4,000件減少しており、各構成比を前年と比較すると、刑法犯の構成比が上昇している（CD-ROM 参照）。

次に、図2は、我が国における犯罪の全体像をできる限り把握するため、検挙には至らなかった犯罪についても考慮すべく、（ア）刑法犯については警察による認知件数を、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等については人身事故件数を、（ウ）特別法犯及び（エ）交通法令違反については図1の検挙件数を、それぞれ用いて合算したものである。

図1

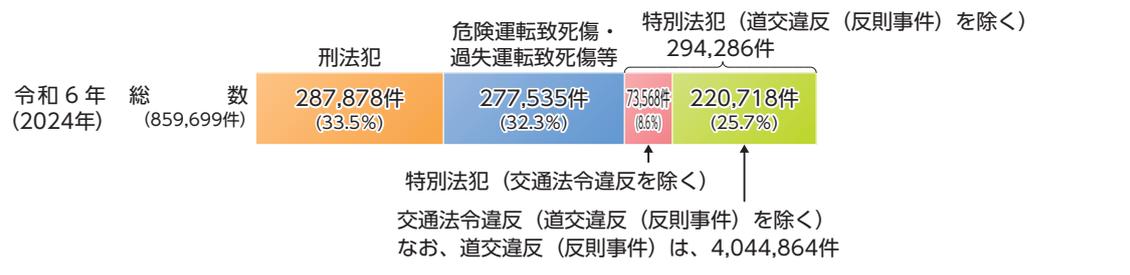


図2

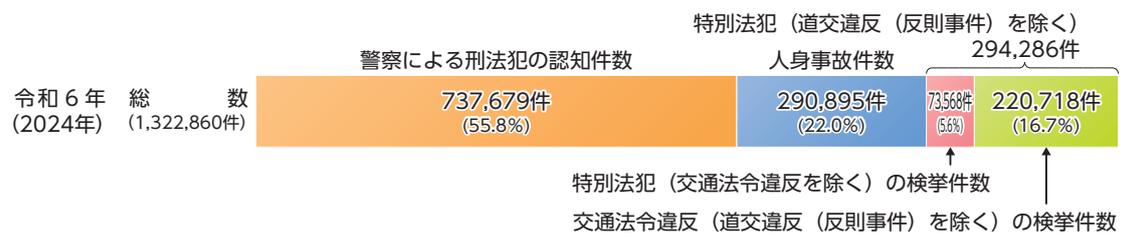


図2は、厳密には概念が一致しない数値を合算した図であるから、飽くまで検挙に至らなかった犯罪の存在をイメージするものであることに留意しつつ、これを見ると、総数は、令和4年から3年連続増加し、6年は、前年から約9,500件増加しており、我が国における犯罪を全体的に捉えると、その脅威が増大しつつあることがうかがえる（CD-ROM 参照）。その内訳を見ると、警察による刑法犯の認知件数は、前年よりも約3万4,000件増加しているのに対し、人身事故件数、特別法犯（交通法令違反を除く。）の検挙件数及び交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。）の検挙件数は、いずれも前年と比べて減少しており、警察による刑法犯の認

知件数の増加が、**図2**における総数を押し上げている。もっとも、6年の警察による刑法犯の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の約74万9,000件を超えるには至っていないことから（CD-ROM 参照）、今後、このまま増加が続いて同件数を超えるのか否か、その動向には注視が必要である。

警察等の司法警察職員が把握した犯罪のほか、被害者が犯罪被害に遭いながらも警察等への届出等を行わなかった、いわゆる暗数の存在についても留意が必要であり、我が国における犯罪の脅威は、これらも総合して考える必要がある（法務総合研究所が実施した犯罪被害の実態（暗数）に関する特別調査については第7編第4章参照）。

さらに、個別の犯罪類型として、令和4年版犯罪白書以来、その動向に着目してきた児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反及び危険運転致死傷の検挙件数に加え、近年その動向が注目されている、ストーカー規制法違反、不同意性交等及び不同意わいせつの検挙件数についても見ることにする。

各犯罪類型の検挙件数について、その増加傾向等を捉えやすい平成23年以降の推移を見ると、**図3**のとおりである。

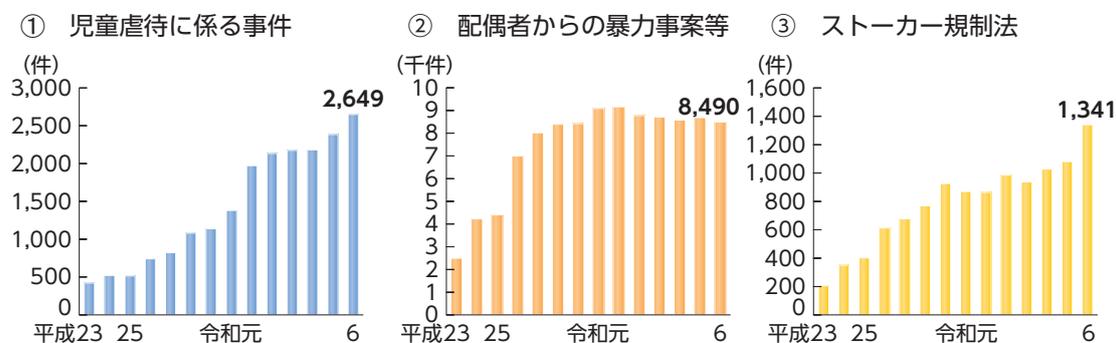
いずれの犯罪類型でも、検挙件数は増加傾向又は高止まりの状態が継続しているところ、とりわけ、④不同意性交等及び⑤不同意わいせつについては、いずれも刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）により対象が変更となった点及び刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により構成要件が変更となった点に留意する必要があるものの、令和6年の検挙件数は前年と比べて急増しており、特に留意が必要である。

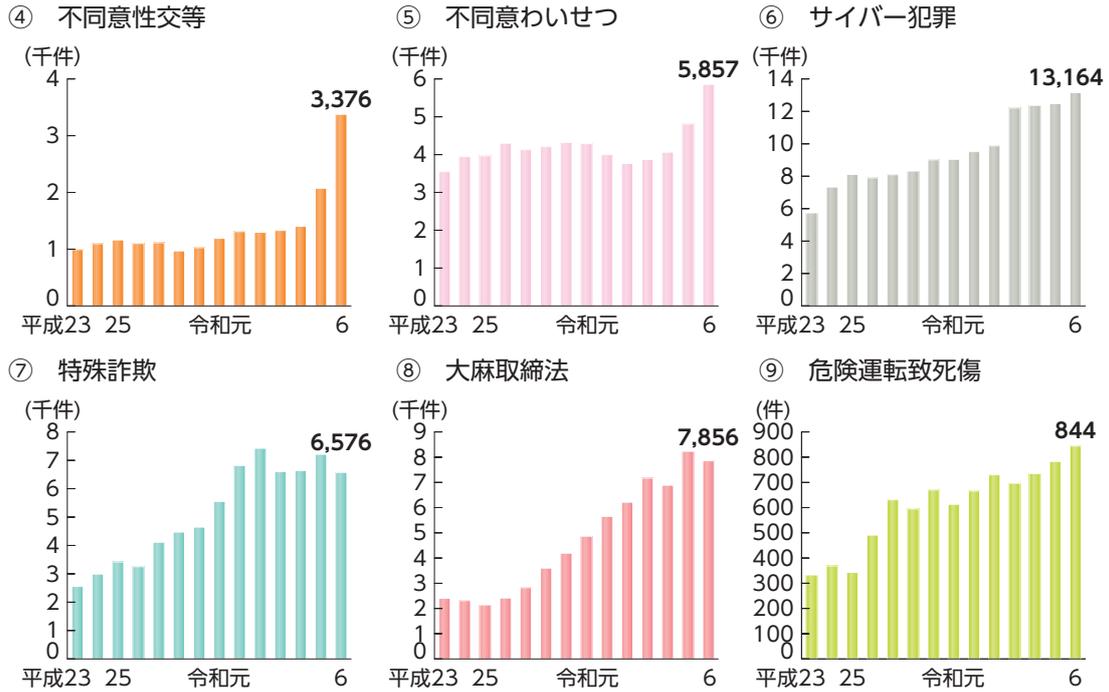
また、令和6年の各犯罪類型の件数を平成23年と比較すると、①児童虐待に係る事件は約6.3倍、②配偶者からの暴力事案等は約3.4倍、③ストーカー規制法違反は約6.5倍、④不同意性交等は約3.4倍、⑤不同意わいせつは約1.6倍、⑥サイバー犯罪は約2.3倍、⑦特殊詐欺は約2.6倍、⑧大麻取締法違反は約3.3倍、⑨危険運転致死傷は約2.5倍と、いずれも大幅に増加している（CD-ROM 参照）。

このように、個別の犯罪類型に関する検挙件数の推移等から見ても、我が国の犯罪情勢については、引き続き予断を許さない状況にあると思われる。

図3

(平成23年～令和6年)





注 図1 (1) 法務総合研究所が資料を入手し得た数値で作成した(詳細はCD-ROM参照)。(2) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省商務情報政策局産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料及び水産庁資源管理部の資料による。(3) 水産庁資源管理部の資料による検挙件数は、令和5年の数値である。(4) 交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)の検挙件数は、送致件数を計上している。(5) 警察以外による検挙件数は、漁業監督官(吏員)によるものを除き、送致件数を計上している。

図2 (1) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等、特別法犯(交通法令違反を除く。)及び交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)については、警察庁交通局の統計及び警察庁の統計に認知件数がないことから、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる人身事故件数及び検挙件数をそれぞれ参考として用いた。(2) 「人身事故」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものをいう。(3) 「刑法犯の認知件数」及び「人身事故件数」は、警察において把握したものに限る。(4) 脚注図1(1)ないし(4)と同じ。

図3 (1) ①ないし③は警察庁生活安全局の資料、④、⑤及び⑨は警察庁の統計、⑥は警察庁サイバー警察局の資料、⑦は警察庁刑事局の資料、⑧は厚生労働省医薬局の資料に、それぞれよる。(2) 詳細については、①につき第4編第6章第1節、②につき同章第2節、③につき同章第3節、④及び⑤につき第1編第1章第2節4項、⑥につき第4編第5章、⑦につき第1編第1章第2節3項、⑧につき第4編第2章第1節2項、⑨につき同編第1章第1節2項を、それぞれ参照。(3) ⑧は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反の検挙件数を含む。

第2節 主な刑法犯

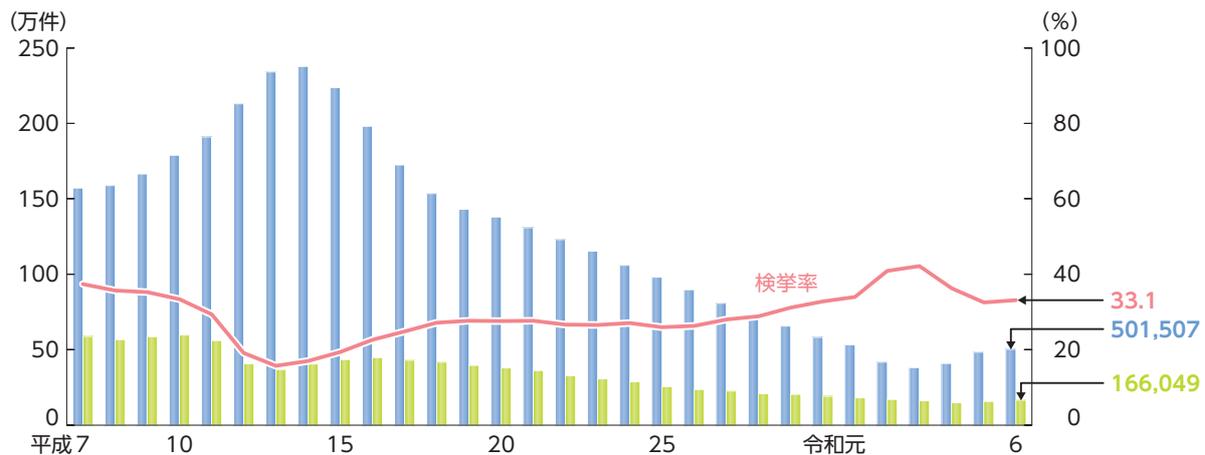
窃盗は、認知件数において刑法犯の7割近くを占める(1-1-1-3図参照)。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)を見ると、1-1-2-1図①のとおりである。認知件数は、戦後最多を記録した平成14年(237万7,488件)をピークに15年から減少に転じ、26年以降令和3年まで、毎年戦後最少を更新し続けていたが、4年から3年連続で増加し、6年は50万1,507件(前年比1万7,812件(3.7%)増)であった。検挙件数は、平成17年から令和4年まで減少し続けていたが、5年から2年連続で増加し、6年は16万6,049件(同8,934件(5.7%)増)であった。検挙率は、平成26年から令和3年まで上昇し続け、4年から2年連続の低下を経て、6年は再び上昇し33.1%(同0.6pt上昇)であった(1-1-1-1図 CD-ROM 参照)。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)は、1-1-2-1図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,193件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続けていたが、令和4年から3年連続で増加し、6年は23万6,172件(前年比1万6,516件(7.5%)増)であった。検挙率は、平成16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあり、令和4年から2年連続の低下を経て、6年は51.3%(同0.1pt上昇)であった(1-1-1-1図 CD-ROM 参照)。

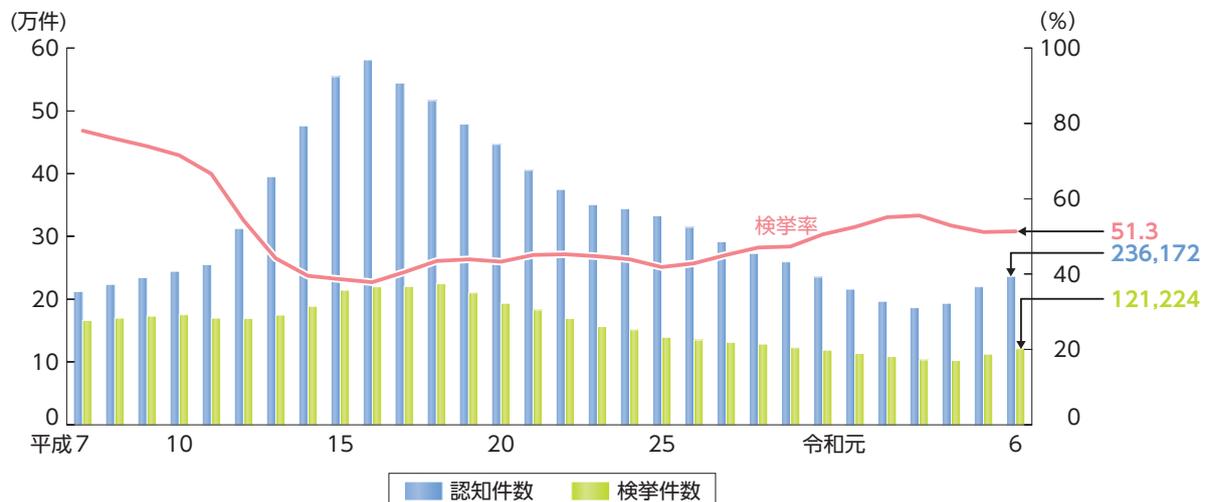
1-1-2-1図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移(窃盗・窃盗を除く刑法犯別)

(平成7年～令和6年)

① 窃盗



② 窃盗を除く刑法犯



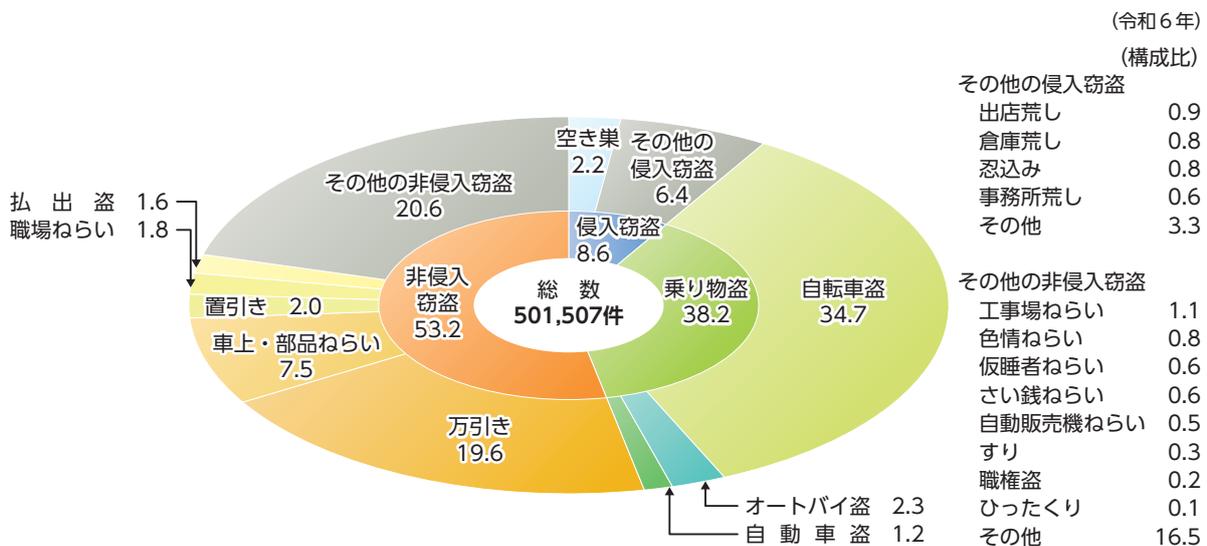
注 警察庁の統計による。

1 窃盗

令和6年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM参照）。自転車盗の構成比が最も高く、次いで万引きの順であり、両手口の構成比の合計は、全体の5割を超えている。

また、特殊詐欺（本節3項参照）に係る手口である払出盗（不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM(CDを含む。)から現金を窃取するもの)及び職権盗（公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するもの）の認知件数は、近年増加傾向にあったところ、令和6年は、払出盗が8,030件（前年比2.8%減）、職権盗が1,176件（同25.5%減）と、いずれも減少した（警察庁の統計による。）（なお、SNS型ロマンス詐欺において、暗号資産が用いられていることについてコラム3参照）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM(CDを含む。)から現金を窃取するものをいう。
 3 「出店荒し」は、閉店中の店舗に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 4 「忍込み」は、夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 5 「職権盗」は、公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するものをいう。
 6 その他の侵入窃盗の「その他」は、金庫破り、工場荒し等である。
 7 その他の非侵入窃盗の「その他」は、脱衣場ねらい、訪問盗等である。

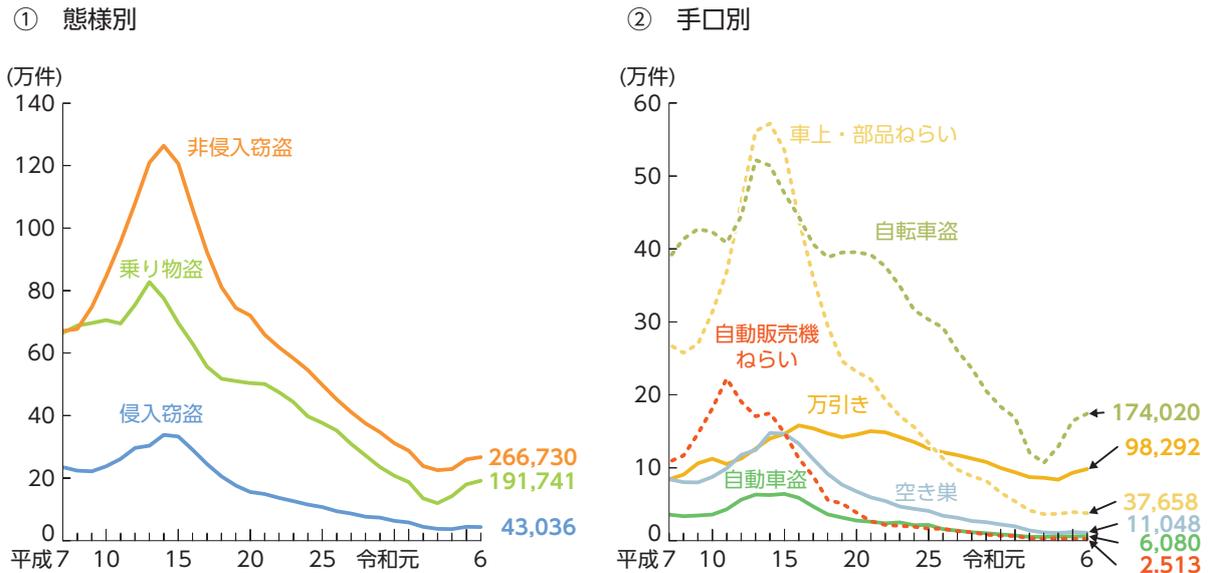
認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。

令和6年の認知件数を見ると、態様別では、前年と比べ、侵入窃盗が1,192件（2.7%）減少したのに対し、乗り物盗は1万1,853件（6.6%）増加し、非侵入窃盗は7,151件（2.8%）増加した。手口別では、自転車盗が17万4,020件（前年比9,840件（6.0%）増）であり、4年から3年連続で増加した。また、万引きも9万8,292件（同5,124件（5.5%）増）であり、5年から2年連続で増加した。

なお、近年、被害品が金属類（銅板、銅線等）に係る窃盗である金属盗の認知件数が増加傾向にあり、令和6年は2万701件（前年比27.2%増）であった（警察庁長官官房の資料による）。金属盗については、メンバーが流動的に入れ替わる外国人グループにより太陽光発電施設内の金属ケーブルが大量に盗み出され、金属くず買取業者に売却されるなど、窃盗等が組織的かつ計画的に行われている実態も確認されている。こうした状況を踏まえ、7年6月、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）が成立し、これにより、①盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置、②指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止、③特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知等の規定の整備が行われた（①は8年6月までに施行、②、③は7年9月1日施行）。

1-1-2-3図 窃盗 認知件数の推移（態様別、手口別）

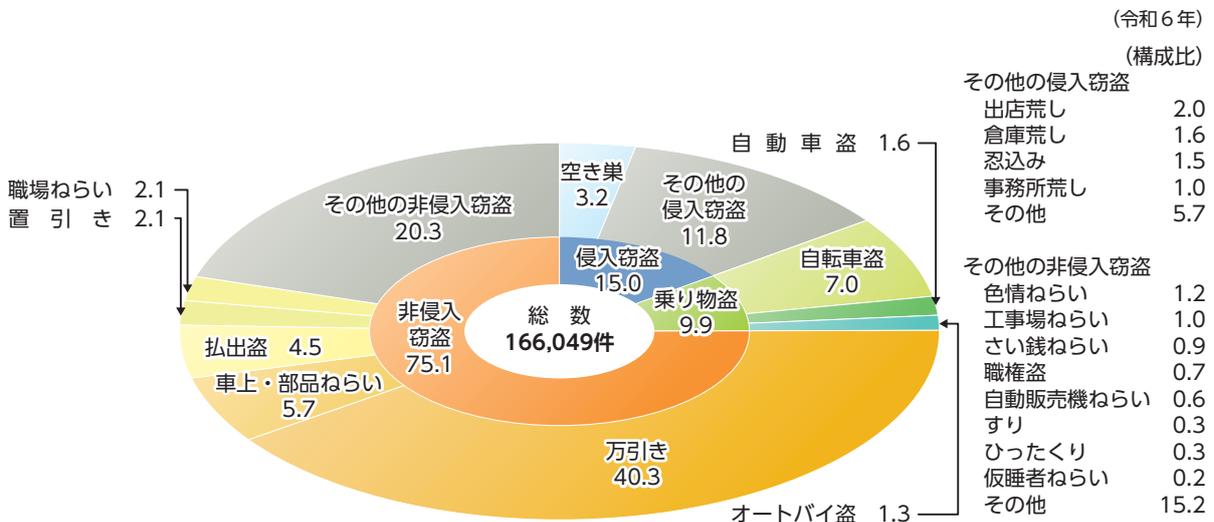
（平成7年～令和6年）



注 警察庁の統計による。

令和6年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4図のとおりである（手口別の検挙件数については、CD-ROM 参照）。

1-1-2-4図 窃盗 検挙件数の手口別構成比



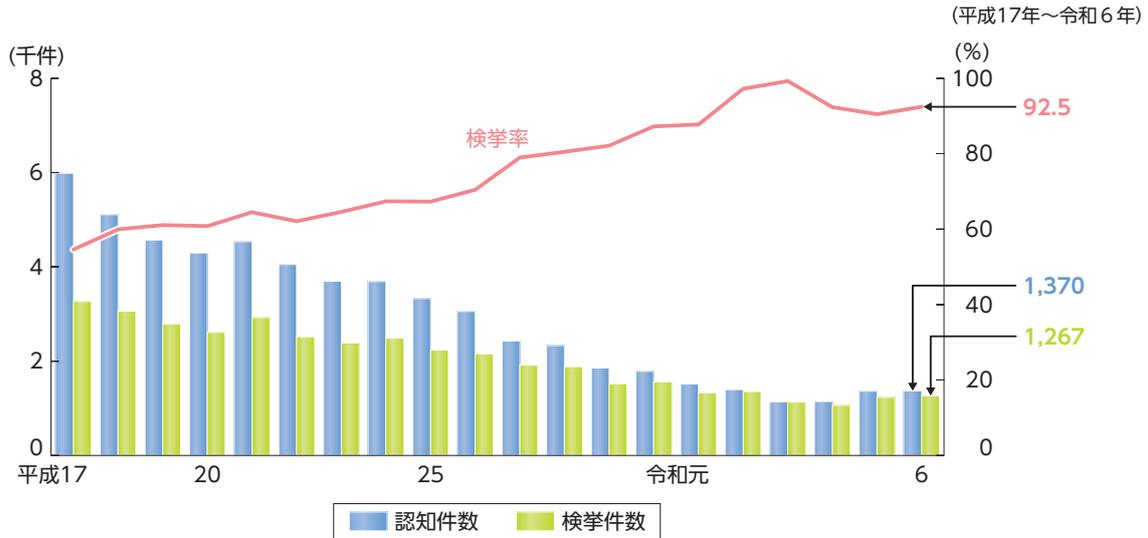
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM(CDを含む。)から現金を窃取するものをいう。
 3 「出店荒し」は、閉店中の店舗に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 4 「忍込み」は、夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 5 「職権盗」は、公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するものをいう。
 6 その他の侵入窃盗の「その他」は、金庫破り、工場荒し等である。
 7 その他の非侵入窃盗の「その他」は、脱衣場ねらい、訪問盗等である。

令和6年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗（57.8%）、非侵入窃盗（46.7%）、乗り物盗（8.6%）の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは68.1%、払出盗は93.6%、職権盗は98.4%であった（警察庁の統計による。）。

2 強盗

強盗の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、1-1-2-5図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向となり、令和3年には戦後最少を更新したものの、翌年から3年連続で増加し、6年は1,370件（前年比9件（0.7%）増）であった。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和4年から2年連続で低下したものの、6年は上昇し92.5%（同2.0pt上昇）であった。

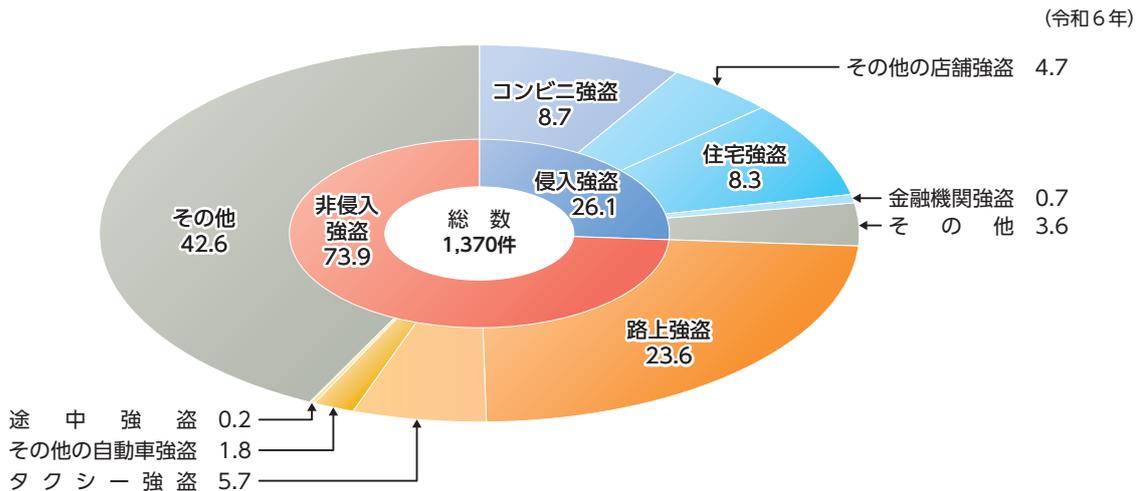
1-1-2-5図 強盗 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 警察庁の統計による。

令和6年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-6図のとおりである。

1-1-2-6図 強盗 認知件数の手口別構成比



注 1 警察庁の統計による。

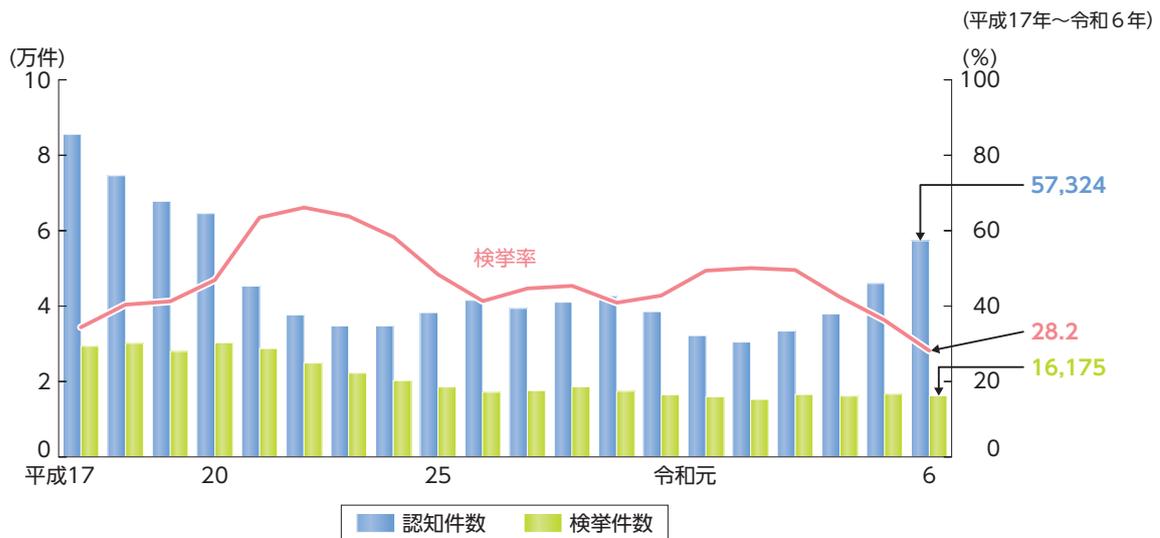
2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。

3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

3 詐欺

詐欺の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、1-1-2-7図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の8万5,596件を記録した後、平成18年から減少に転じ、24年からは増加傾向を示していた。その後、30年から再び減少していたが、令和3年から増加しており、6年は5万7,324件（前年比1万1,313件（24.6%）増）であった。検挙率は、平成16年に32.1%と戦後最低を記録した後、17年から上昇に転じ、23年から26年までの低下を経て、その後は上昇傾向にあったが、令和3年から低下しており、6年は28.2%（同8.0pt低下）であった。

1-1-2-7図 詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



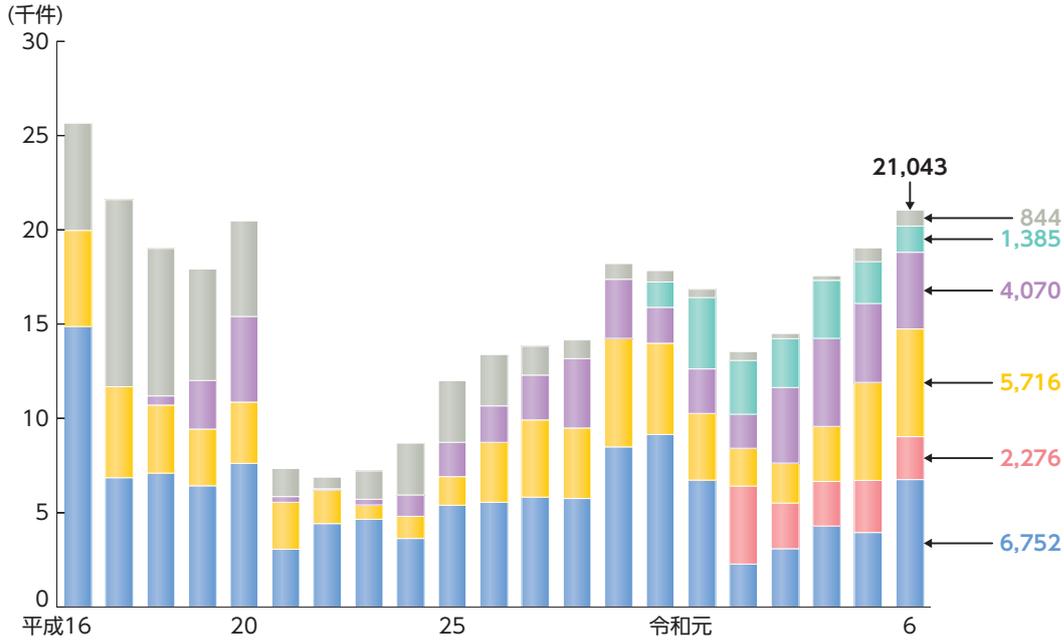
注 警察庁の統計による。

特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗（警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの）を含む。）の認知件数、検挙件数及び被害総額（現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額（以下「ATM引出し額」という。）の総額をいう。ただし、ATM引出し額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは、オレオレ詐欺に係るもののみを計上している。）の推移（統計の存在する平成16年以降）は、1-1-2-8図のとおりである（検挙人員及び検挙率については、CD-ROM参照）。主要な手口別で見ると、令和6年においては、オレオレ詐欺（親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。）の認知件数が6,752件（前年比70.7%増）と最も多く、特殊詐欺の認知件数に占める割合は32.1%（同11.3pt上昇）、被害額は前年の約3.4倍である約458億円となっている（警察庁刑事局の資料による。）。

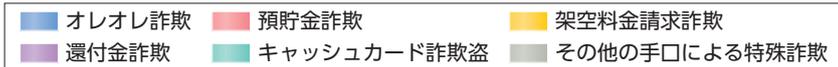
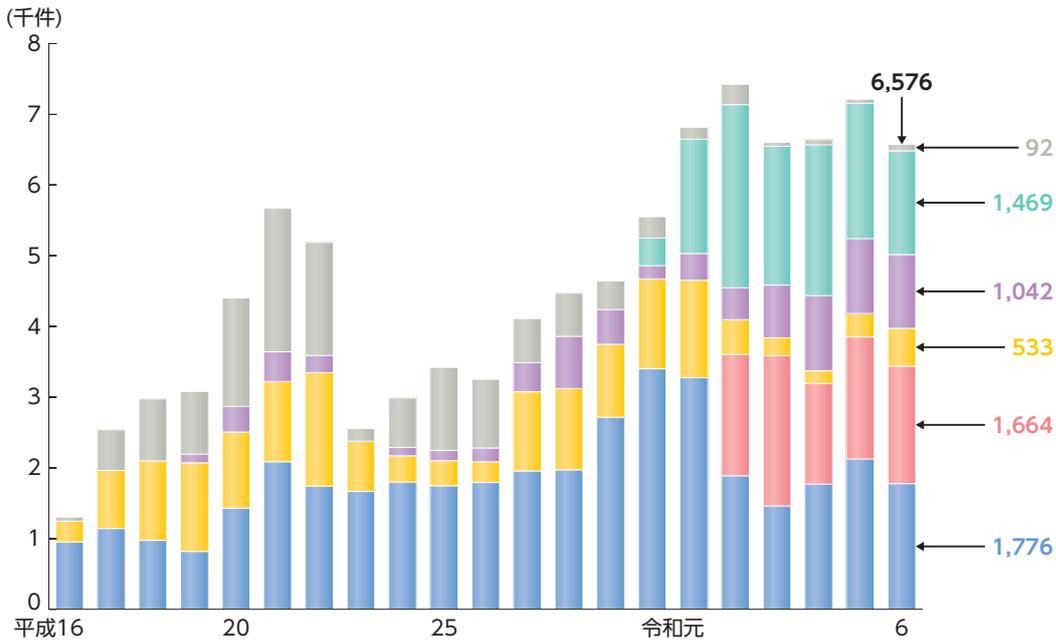
1-1-2-8図 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・被害総額の推移

(平成16年～令和6年)

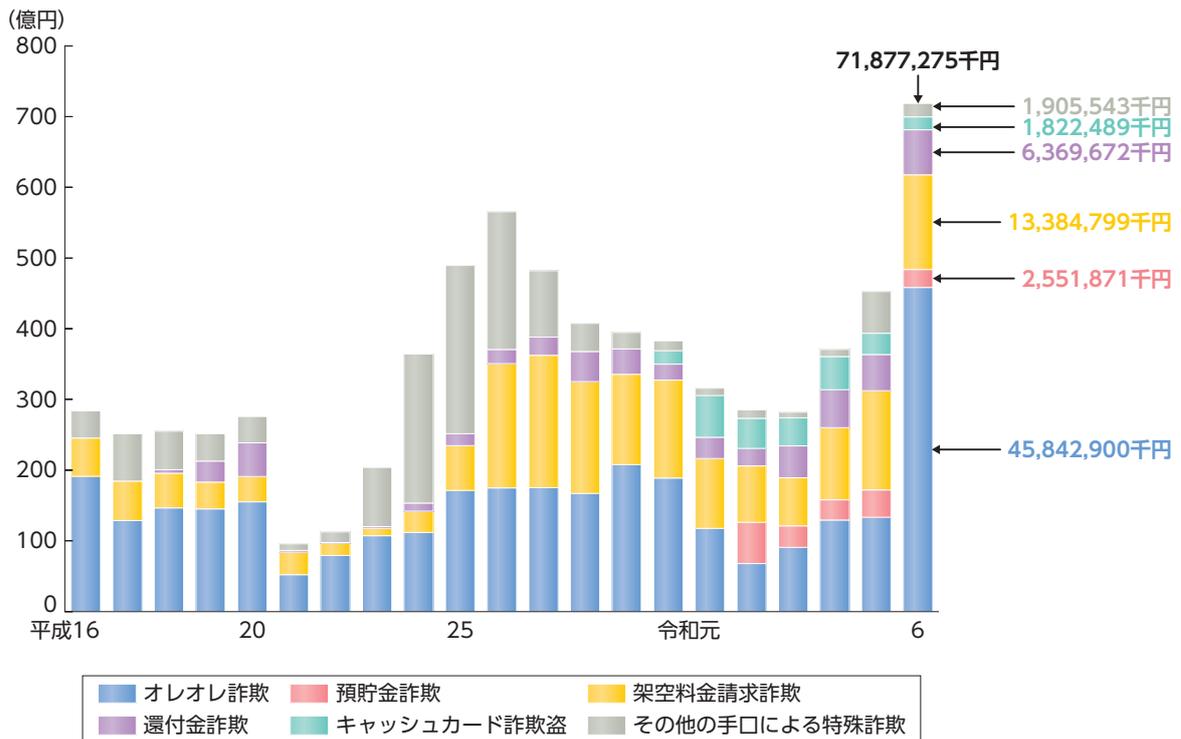
① 認知件数



② 検挙件数



③ 被害総額



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
- 2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。
- 3 「オレオレ詐欺」は、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、平成16年から計上している。
- 4 「預貯金詐欺」は、親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要である」等の名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年から新たな手口として分類し、計上している。
- 5 「架空料金請求詐欺」は、未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、平成16年から計上している。
- 6 「還付金詐欺」は、税金還付等に必要の手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいい、平成18年から計上している。
- 7 「キャッシュカード詐欺盗」は、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するものをいい、平成30年から計上している。
- 8 「その他の手口による特殊詐欺」は、平成16年から21年までは融資保証金詐欺であり、22年以降は融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺等である。ただし、融資保証金詐欺を除く手口については、①及び③は平成22年2月から、②は23年1月から計上している。
- 9 「被害総額」は、現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、同キャッシュカード等を使用してATMから引き出された額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
- 10 金額については、千円未満切捨てである。

4 不同意性交等・不同意わいせつ等

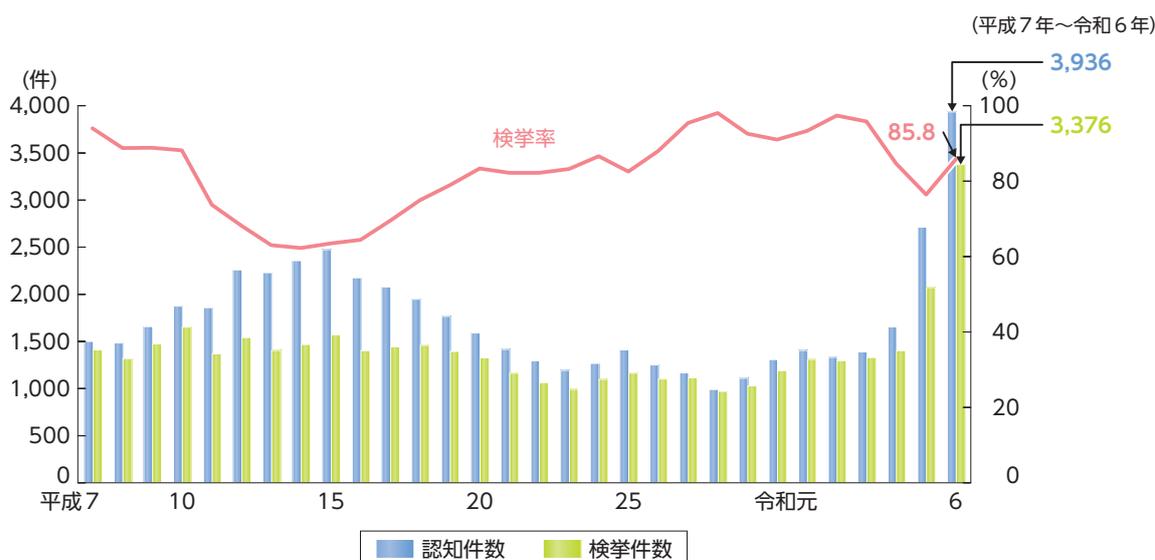
平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者わいせつ・監護者性交等と共に、非親告罪とされた。

さらに、令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び**性的姿態撮影等処罰法**（令和5年法律第67号）が成立した。令和5年法律第66号により、強制わいせつ及び準強制わいせつ並びに強制性交等及び準強制性交等をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて**不同意わいせつ**及び**不同意性交等**とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対してその者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ又は不同意性交等により処罰することを可能としたほか、16歳未満の者に対する**面会要求等**を新設するなどの処罰規定の整備等が行われた（同年7月13日施行。第2編第1章1項（3）参照）。

不同意性交等の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-9図**のとおりである。認知件数は、平成15年に2,472件を記録した後、減少傾向にあったが、29年からは増加傾向を示し、令和5年から大幅に増加して、6年は3,936件（前年比1,225件（45.2%）増。うち女性を被害者とするものは3,780件）であった（**6-1-3-1表**参照）。なお、平成29年法律第72号による改正によって対象が拡大した点及び令和5年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。6年の検挙件数は3,376件（同1,303件（62.9%）増）であり、検挙率は85.8%（同9.3pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

このうち、令和6年における、令和5年法律第66号による改正後の不同意性交等に限った認知件数は3,573件、検挙件数は2,846件（検挙率は79.7%）であった。また、監護者性交等の認知件数は75件、検挙件数は68件（検挙率は90.7%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-9図 不同意性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



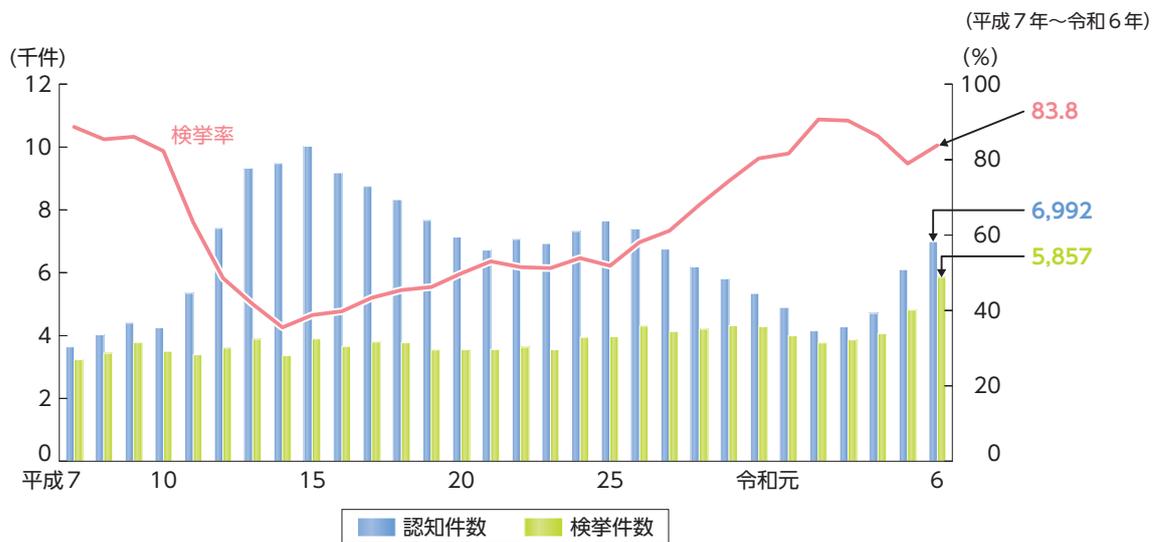
注 1 警察庁の統計による。

2 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。）を含む。

不同意わいせつの認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-10図のとおりである。認知件数は、平成15年に戦後最多の1万29件を記録した後、減少傾向にあったが、令和3年に増加に転じ、6年は6,992件（前年比896件（14.7%）増）であった（CD-ROM資料1-2参照）。なお、平成29年法律第72号による改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点並びに令和5年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。6年の検挙件数は5,857件（同1,044件（21.7%）増）であり、検挙率は83.8%（同4.8pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

このうち、令和6年における、令和5年法律第66号による改正後の不同意わいせつに限った認知件数は6,442件、検挙件数は4,959件（検挙率は77.0%）であった。また、監護者わいせつの認知件数は107件、検挙件数は97件（検挙率は90.7%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-10図 不同意わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。

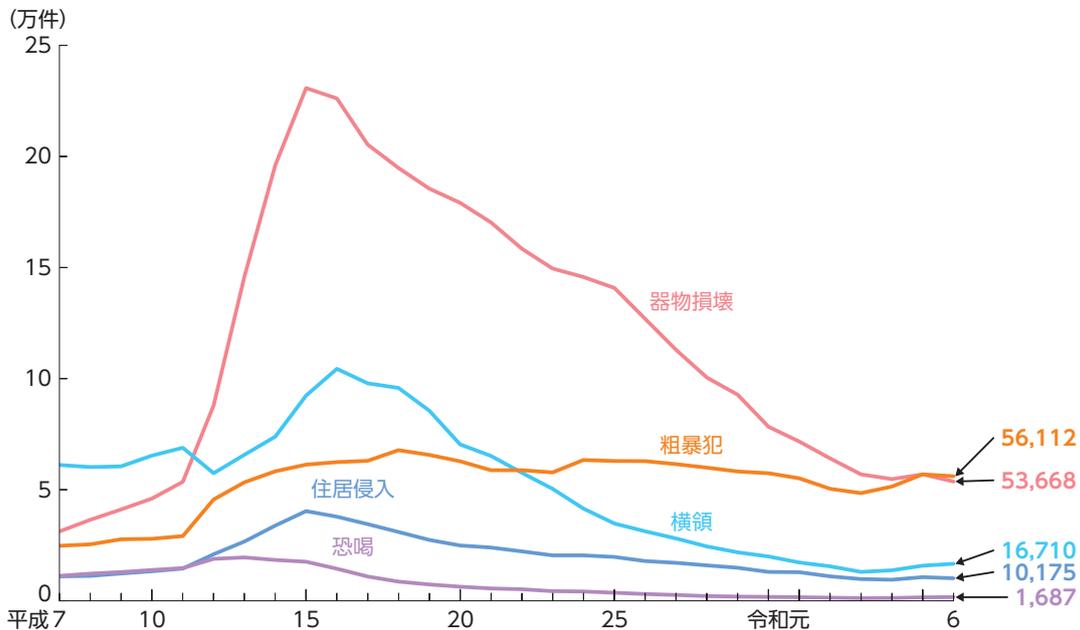
令和6年における、令和5年法律第66号による改正によって新設された16歳未満の者に対する面会要求等の認知件数は152件、検挙件数は134件であった（警察庁の統計による。）。また、6年における、令和5年法律第67号によって新設された性的姿態撮影等処罰法違反の認知件数は8,436件、検挙件数は6,867件であった（CD-ROM資料1-2参照。性的姿態撮影等処罰法については、第2編第1章1項（3）参照）。

5 その他の刑法犯

窃盗、強盗、詐欺及び不同意性交等・不同意わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-11図のとおりである。

1-1-2-11図 その他の刑法犯 認知件数の推移（罪名・罪種別）

（平成7年～令和6年）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、1-1-2-12図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、その後はおおむね横ばいで推移し、令和3年から2年連続で戦後最少を更新したが、5年から2年連続して増加し、6年は970件（前年比58件（6.4%）増）であった。検挙率は、安定して高い水準にあり、6年は96.6%（同1.0pt上昇）であった。

暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、2万9,000件台から3万2,000件台で推移した後、令和元年から3年まで減少し、4年から2年連続して増加したものの、6年は2万9,250件（前年比946件（3.1%）減）であった。検挙率は、平成16年からおおむね上昇傾向にあり、令和6年は83.1%（同0.7pt上昇）であった。

脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたところ、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移していたが、令和4年は昭和43年以来54年ぶりに4,000件を上回り、令和6年は4,502件（前年比33件（0.7%）減）であった。検挙率は、平成26年から11年連続で8割を超えており、令和6年は82.5%（同0.4pt低下）であった。

略取誘拐・人身売買の認知件数は、平成16年に320件を記録した後、減少傾向にあったが、24年から増加傾向となり、令和5年に526件（前年比136件（34.9%）増）と大幅に増加し、6年は588件（同62件（11.8%）増）であった。検挙率は、おおむね8割から9割と安定して高い水準にあり、6年は94.6%（同4.6pt上昇）であった。

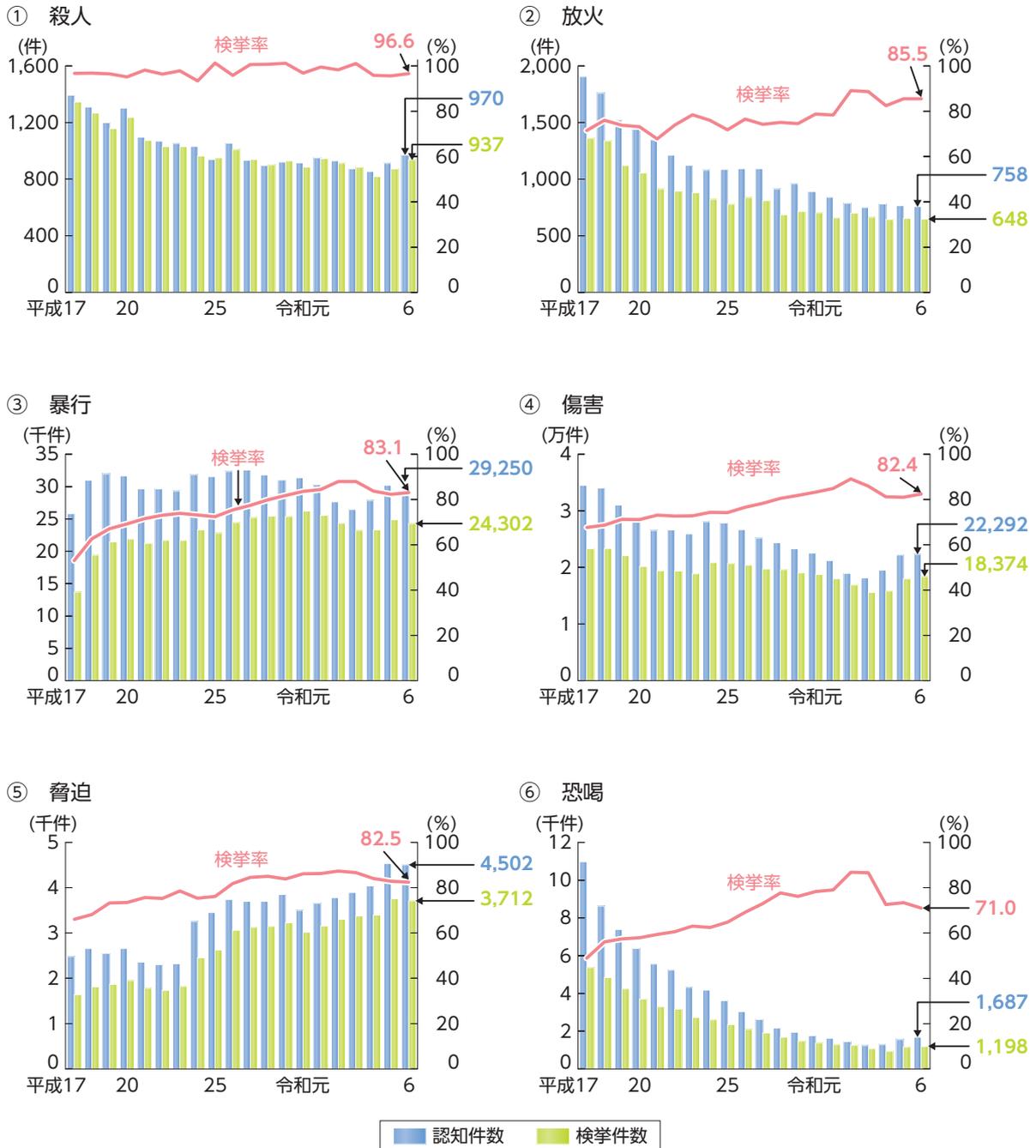
器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続け、令和5年は前年と比べて増加したものの、6年は5万3,668件（前年比3,289件（5.8%）減）であった。検挙率は、平成16年から上昇傾向にあり、令和6年は15.1%（同0.4pt上昇）であったが、依然として、刑法犯

全体と比べて著しく低い。

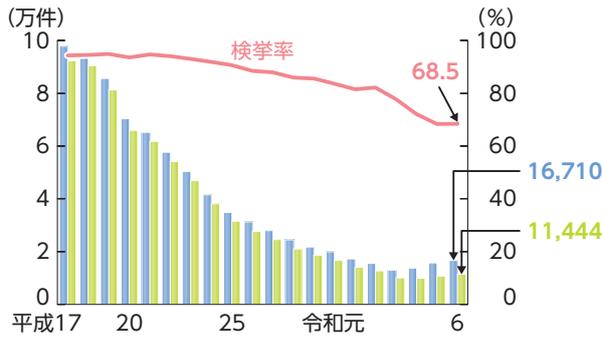
なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、通貨偽造、文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等については CD-ROM 参照。

1-1-2-12図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移 (罪名別)

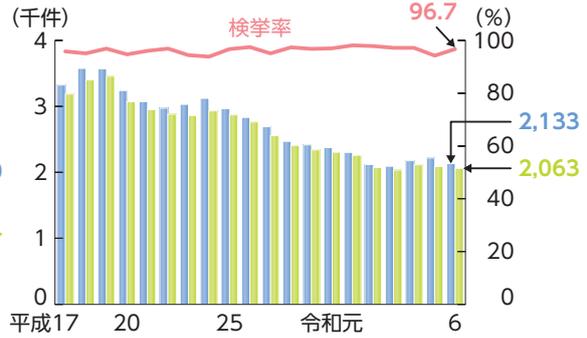
(平成17年～令和6年)



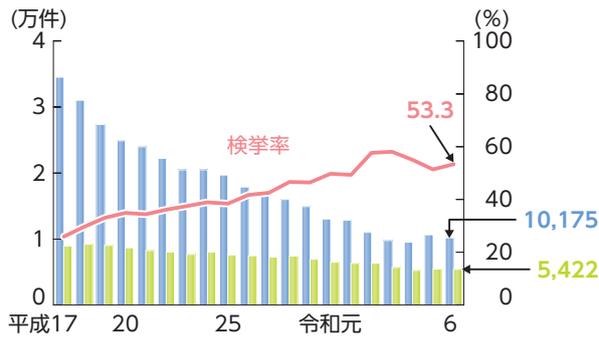
⑦ 横領（遺失物等横領を含む）



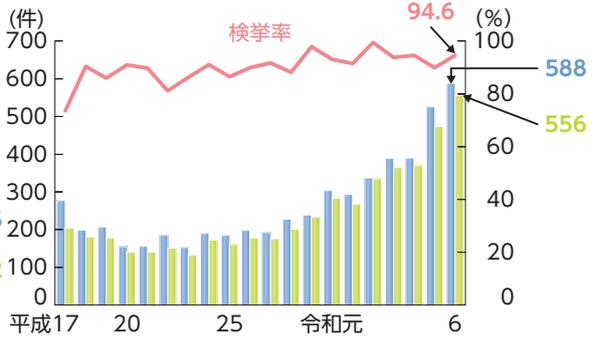
⑧ 公務執行妨害



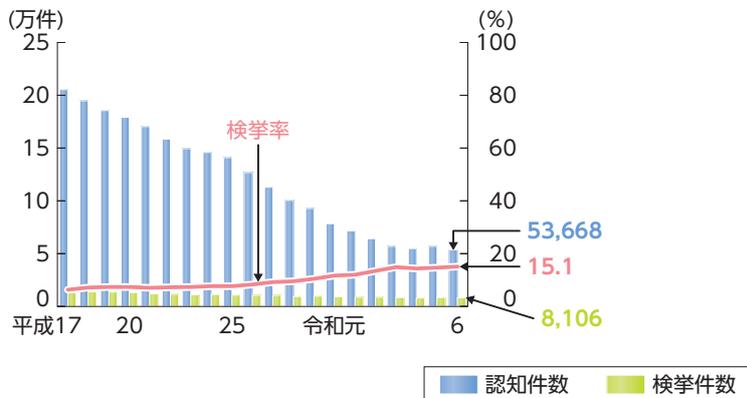
⑨ 住居侵入



⑩ 略取誘拐・人身売買



⑪ 器物損壊



注 警察庁の統計による。

第1節 主な統計データ

令和6年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

令和6年の主な統計データ（特別法犯）

	検察庁新規受理人員	(構成比)	(前年比)
① 道路交通法違反	210,818人	(72.1%)	(-1,492人、 -0.7%)
② 覚醒剤取締法違反	10,427人	(3.6%)	(+744人、 +7.7%)
③ 大麻取締法違反	8,932人	(3.1%)	(-463人、 -4.9%)
④ 入管法違反	6,747人	(2.3%)	(+11人、 +0.2%)
⑤ 軽犯罪法違反	6,519人	(2.2%)	(-808人、 -11.0%)
⑥ 廃棄物処理法違反	5,998人	(2.0%)	(-386人、 -6.0%)
⑦ 銃刀法違反	4,960人	(1.7%)	(-269人、 -5.1%)
⑧ 犯罪収益移転防止法違反	3,922人	(1.3%)	(+844人、 +27.4%)
⑨ 自動車損害賠償保障法違反	2,805人	(1.0%)	(+135人、 +5.1%)
⑩ 麻薬取締法違反	2,509人	(0.9%)	(+739人、 +41.8%)
その他	28,961人	(9.9%)	
総 数	292,598人	(100.0%)	(-4,909人、 -1.7%)
	【平成17年 総数】		【平成17年比】
	864,582人		[-571,984人、 -66.2%]

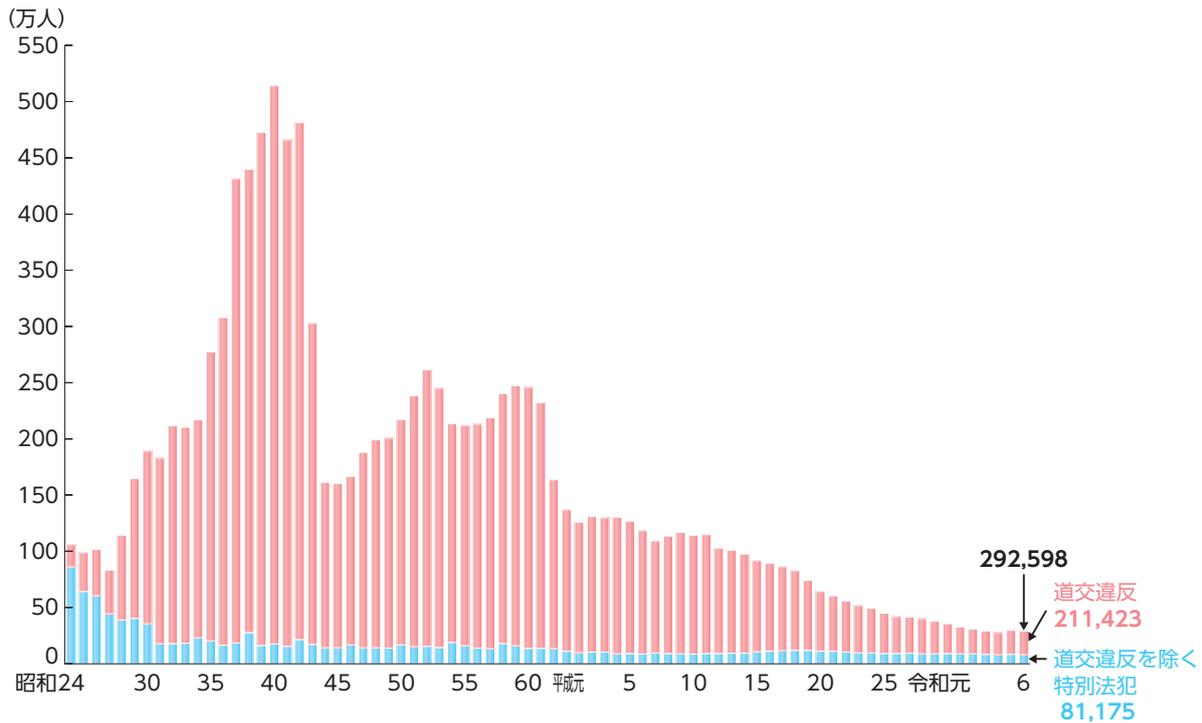
注 1 検察統計年報による。

2 「大麻取締法違反」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、1-2-1-1図のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM資料1-4参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。その後は減少傾向にあり、平成18年からは昭和24年以降における最少を記録し続けていたところ、令和5年は増加し、6年は再び減少した。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成20年から緩やかな減少傾向にあり、令和6年は8万1,175人（前年比3,156人（3.7%）減）であった（CD-ROM参照）。

1-2-1-1図 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(昭和24年～令和6年)

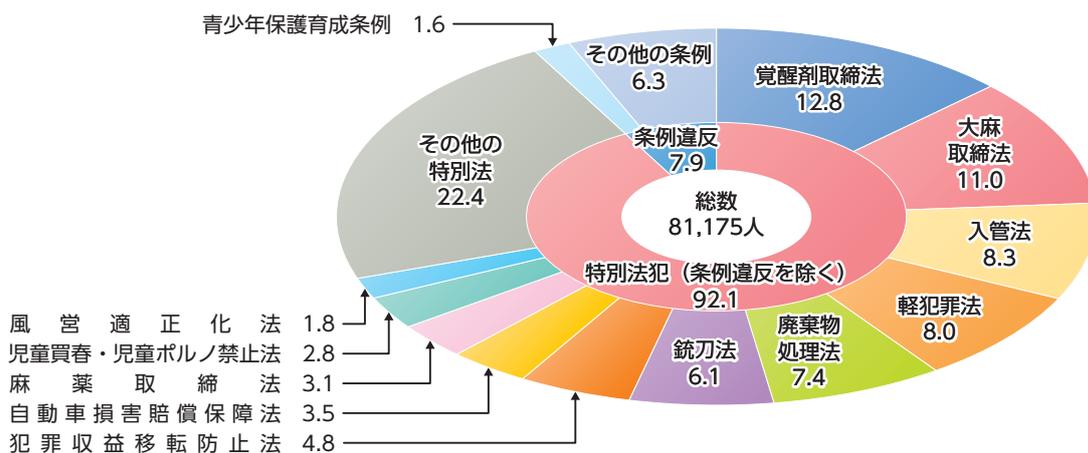


注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、道路交通法（昭和35年法律第105号）による廃止前の道路交通取締法（昭和22年法律第130号）及び同法施行令（昭和28年政令第261号）、同法による廃止前の自動車取締令（昭和8年内務省令第23号）並びに昭和28年総理府令第54号による廃止前の道路交通取締令（昭和22年内務省令第40号）の各違反を含む。

令和6年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2図のとおりである。

1-2-1-2図 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和6年)



注 1 検察統計年報による。
 2 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻草栽培規制法違反を含む。
 3 道交違反を除く。

なお、参考として、その他の条例違反に関し、各都道府県が「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」等の名称で制定している、いわゆる迷惑防止条例について、その中で禁止されている行為のうち痴漢事犯と盗撮事犯に着目し、その検挙件数を見る。

電車内等におけるいわゆる痴漢事犯は、迷惑防止条例に違反する痴漢行為や不同意わいせつ等として検挙される。迷惑防止条例違反に該当する痴漢行為の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、平成27年以降2,700～3,200件台で推移していたところ、令和2年及び3年は1,900件台に減少し、4年及び5年は2,200件台にまで増加したが、6年は再び減少し1,811件（前年比44.3%減）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

また、迷惑防止条例違反に該当する盗撮事犯の検挙件数は、令和2年は4,000件台、3年からは5,000件台と、増加傾向にあったところ、6年は2,013件（前年比37.1%減）と、大幅に減少した（警察庁生活安全局の資料による。）。なお、5年7月に施行された性的姿態撮影等処罰法により、性的姿態等撮影罪が規定された点には留意が必要である（本編第1章第2節4項及び第2編第1章1項（3）参照）。

第2節 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、1-2-2-1図のとおりである。なお、交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第4編第1、2、4及び5の各章をそれぞれ参照。

銃刀法違反は、平成21年（6,989人）をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね横ばいとなっており、令和6年は4,960人（前年比5.1%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。なお、同年6月、同法が改正され（令和6年法律第48号）、①拳銃等以外の銃砲等の発射及び所持に関する罰則を強化し、②電磁石銃（コイルガン）を銃砲に追加し、その所持を禁止し、③ライフル銃の範囲を拡大するなどの規定が整備された（①は同年7月14日施行、②及び③は7年3月1日施行）。

廃棄物処理法違反は、平成19年（8,879人）をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年及び3年は7,600人台に増加し、4年からは再び7,000人を下回り、6年は5,998人（前年比6.0%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。

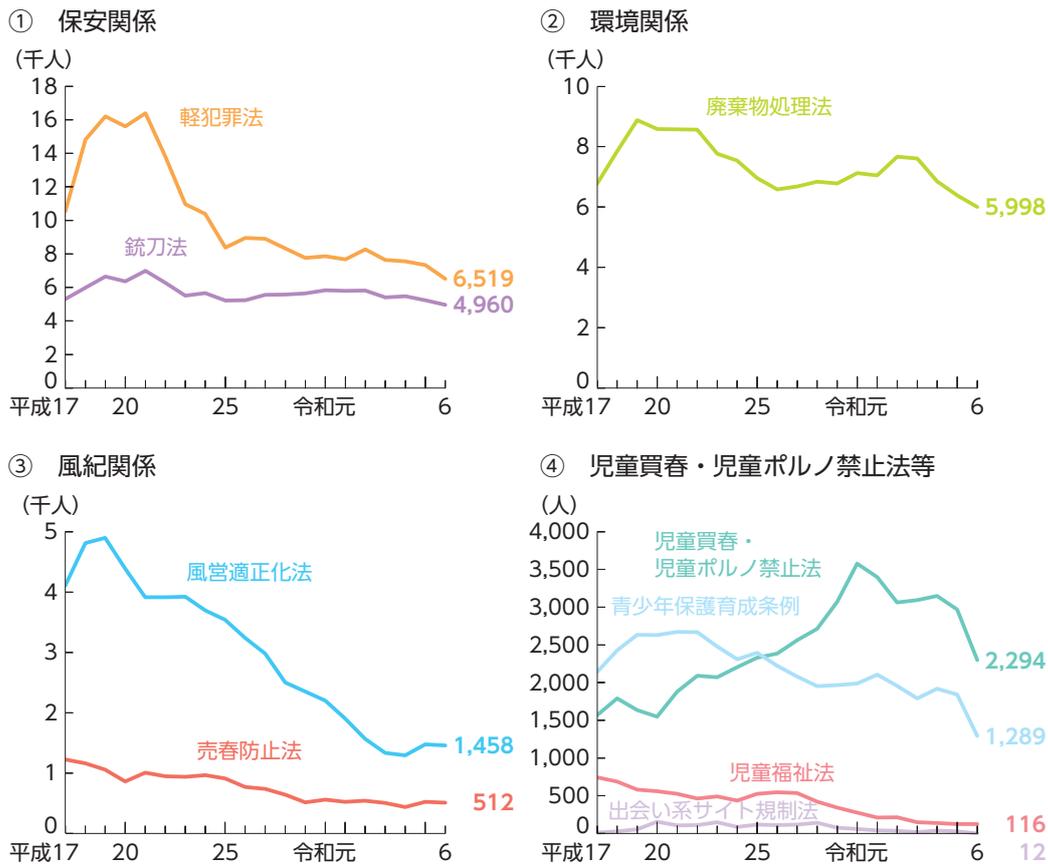
風営適正化法違反は、平成19年（4,900人）をピークに減少傾向にあり、令和6年は1,458人（前年比1.3%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。なお、7年5月、同法が改正され（令和7年法律第45号）、①接待飲食営業に係る禁止行為等を追加し、②性風俗店を営む者がスカウト等から求職者の紹介を受けた場合に紹介料を支払うことを禁止し、③風俗営業の無許可営業等に対する罰則を強化するなどの規定が整備された（一部を除き同年6月28日施行）。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、29年以降は3,000～3,500人台で推移していたが、令和5年に3,000人を下回り、6年は2,294人（前年比22.7%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。

なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第6章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第3節をそれぞれ参照。

1-2-2-1図 主な特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(平成17年～令和6年)



注 検察統計年報による。

令和6年における**公職選挙法**（昭和25年法律第100号）違反の検察庁新規受理人員は、前年の479人から431人に減少した（CD-ROM資料1-4参照）。

令和6年における公職選挙法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、前年の349人から152人に減少した。違反態様別に見ると、「買収、利害誘導」が52人（34.2%）と最も多く、次いで、「選挙の自由妨害」、「文書図画に関する制限違反」及び「寄附に関する制限違反」がそれぞれ17人（11.2%）、「詐偽登録、虚偽宣言等、詐偽投票、投票の偽造・増減、代理投票における記載義務違反」が12人（7.9%）の順であった（警察庁の統計による。）。

なお、公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第19号）により、ポスター掲示場に掲示するポスターにおける営業宣伝に係る罰則が新設され、令和7年5月2日に施行された。

第1節 諸外国における犯罪

この節では、韓国、フランス、ドイツ、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。）及び米国の5か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）**（注1）が実施し、公表しているデータ（dataUNODC）を使用する（注2）。UNODCの犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、窃盗及び性暴力（注3）について、前記5か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後も数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第2編第6章第1節参照）等の事務局を務めている。

注2 dataUNODCから入手できなかった数値のうち日本の数値については、**1-3-1-2表**及び**1-3-1-3表**の各表の脚注1のとおりである。

注3 従前掲載していた強盗については、dataUNODCから数値を入手できなかったため、掲載していない。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（令和4年（2022年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-1表のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2018年～2022年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2018年	334	0.3
2019	319	0.3
2020	318	0.3
2021	285	0.2
2022	289	0.2

② 韓国

年次	発生件数	発生率
2018年	309	0.6
2019	297	0.6
2020	308	0.6
2021	245	0.5
2022	257	0.5

③ フランス

年次	発生件数	発生率
2018年	696	1.1
2019	753	1.1
2020	692	1.0
2021	734	1.1
2022	821	1.2

④ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2018年	788	0.9
2019	623	0.7
2020	782	0.9
2021	695	0.8
2022	686	0.8

⑤ 英国

年次	発生件数	発生率
2018年	728	1.1
2019	772	1.2
2020	637	0.9
2021	757	1.1
2022

⑥ 米国

年次	発生件数	発生率
2018年	16,374	4.9
2019	16,669	4.9
2020	21,570	6.4
2021	23,062	6.8
2022	22,243	6.5

注 1 dataUNODC（令和7年（2025年）7月1日確認）及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2024年版（World Population Prospects 2024）による。
 2 「殺人」は、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。
 3 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
 4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

2 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODCにおける「Burglary」（「侵入盗」）と「Theft」（「侵入盗以外の窃盗」）の二つの類型をいう。各国における各類型の発生件数及び発生率の推移（令和4年（2022年）までの最近5年間）を手口別に見ると、1-3-1-2表のとおりである。

1-3-1-2表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2018年～2022年)

① 日本

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	62,745	(49.4)	519,396	(409.3)	23,920	(18.8)
2019	57,808	(45.6)	474,757	(374.7)	18,398	(14.5)
2020	44,093	(34.9)	373,198	(295.5)	14,228	(11.3)
2021	37,240	(29.6)	344,529	(274.1)	12,751	(10.1)
2022	36,588	(29.3)	371,323	(297.1)	13,647	(10.9)

② 韓国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	32,710	(63.3)	176,809	(342.4)	2,707	(5.2)
2019	30,853	(59.6)	186,957	(361.1)	2,652	(5.1)
2020	25,675	(49.5)	179,517	(346.2)	2,771	(5.3)
2021	21,026	(40.6)	166,409	(321.0)	2,404	(4.6)
2022	19,582	(37.8)	182,270	(352.0)	2,435	(4.7)

③ フランス

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	355,283	(542.3)	859,978	(1,312.6)	...	
2019	334,519	(508.9)	1,440,130	(2,191.0)	...	
2020	279,437	(424.0)	1,144,181	(1,736.1)	...	
2021	269,431	(407.7)	1,180,970	(1,787.1)	...	
2022	296,218	(446.9)	1,333,128	(2,011.4)	...	

④ ドイツ

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	326,409	(391.5)	1,082,478	(1,298.4)	50,440	(60.5)
2019	311,231	(372.5)	1,025,321	(1,227.1)	48,557	(58.1)
2020	298,357	(356.8)	931,793	(1,114.2)	42,906	(51.3)
2021	243,174	(290.5)	835,368	(998.1)	39,172	(46.8)
2022	260,605	(309.9)	1,043,887	(1,241.4)	49,210	(58.5)

⑤ 英国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	443,035	(663.7)	1,703,875	(2,552.5)	126,516	(189.5)
2019	403,071	(600.6)	...		127,385	(189.8)
2020	281,905	(418.6)	...		100,610	(149.4)
2021	278,497	(411.6)	...		120,215	(177.7)
2022	

⑥ 米国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗	
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)		
2018年	1,230,100	(367.1)	5,217,100	(1,557.1)	748,800	(223.5)
2019	1,117,700	(330.9)	5,086,100	(1,505.7)	721,900	(213.7)
2020	
2021	906,944	(266.6)	4,636,575	(1,363.1)	907,601	(266.8)
2022	916,971	(268.5)	4,980,665	(1,458.3)	985,323	(288.5)

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC (令和7年(2025年)7月1日確認)による。ただし、dataUNODCから数値が入りできなかった2018年の「日本」の「発生件数」の数値は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2024年版 (World Population Prospects 2024) による。
- 3 dataUNODCによる場合、「侵入盗」は同資料における「Burglary」を、「侵入盗以外の窃盗」は同資料における「Theft」を、「自動車盗」は同資料における「Theft of a motorized vehicle」を、それぞれいう。
- 4 「日本」の「侵入盗以外の窃盗」は自転車盗を含み、「侵入盗」と「侵入盗以外の窃盗」の合計は、1-1-1-1図①の窃盗の認知件数と一致する。
- 5 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。
- 6 () 内は、発生率 (前記人口推計に基づく人口 (各年7月1日時点の推計値) 10万人当たりの発生件数) である。
- 7 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入り可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 8 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

3 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODCにおける「Sexual violence」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（令和4年（2022年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-3表のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-3表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2018年～2022年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2018年	6,647	5.2
2019	6,305	5.0
2020	5,486	4.3
2021	5,671	4.5
2022	6,363	5.1

② 韓国

年次	発生件数	発生率
2018年	23,478	45.5
2019	23,537	45.5
2020	21,717	41.9
2021	20,277	39.1
2022	22,503	43.5

③ フランス

年次	発生件数	発生率
2018年	47,475	72.5
2019	55,223	84.0
2020	56,376	85.5
2021	74,242	112.3
2022	83,553	126.1

④ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2018年	40,585	48.7
2019	40,724	48.7
2020	41,079	49.1
2021	41,790	49.9
2022	49,690	59.1

⑤ 英国

年次	発生件数	発生率
2018年	178,347	267.2
2019	180,385	268.8
2020	178,904	265.6
2021	165,949	245.2
2022	211,429	310.1

⑥ 米国

年次	発生件数	発生率
2018年	143,765	42.9
2019	143,224	42.4
2020	126,430	37.2
2021	140,776	41.4
2022	141,486	41.4

注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和7年（2025年）7月1日確認）による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2018年及び2019年の「日本」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。
 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2024年版（World Population Prospects 2024）による。
 3 「性暴力」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Sexual violence(Rape, Sexual assault and Other acts of sexual violence)」をいう。ただし、米国については、同資料における「Sexual violence(Rape)」のみのデータである。
 なお、「日本」の「性暴力」は、強制性交等（監護者性交等及び強姦を含む。）及び強制わいせつ（監護者わいせつを含む。）をいう。
 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
 5 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

第2節 国外における日本人の犯罪

日本人の出国者数は、令和6年（2024年）は1,300万7,282人（前年比35.2%増）であった（出入国在留管理庁の資料による）。

在外公館が邦人援護業務を通じて把握した国外における日本人による犯罪件数を罪名・罪種別に見ると、1-3-2-1表のとおりである。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

（令和元年（2019年）～令和5年（2023年））

年次	総数	殺人	薬物関係 法令違反	傷・害 ・暴行	不同意性交 等・不同意 わいせつ	窃盗	詐欺	外国為替 ・関税関係 法令違反	出入国 ・査証	道路交通 関係法令 違反	売買春	銃器等 関係法令 違反	その他
元年	418 (100.0)	3 (0.7)	31 (7.4)	41 (9.8)	26 (6.2)	22 (5.3)	16 (3.8)	13 (3.1)	126 (30.1)	31 (7.4)	7 (1.7)	3 (0.7)	99 (23.7)
2	173 (100.0)	3 (1.7)	14 (8.1)	20 (11.6)	2 (1.2)	12 (6.9)	9 (5.2)	4 (2.3)	59 (34.1)	7 (4.0)	1 (0.6)	—	42 (24.3)
3	144 (100.0)	2 (1.4)	8 (5.6)	24 (16.7)	5 (3.5)	2 (1.4)	11 (7.6)	1 (0.7)	58 (40.3)	4 (2.8)	2 (1.4)	2 (1.4)	25 (17.4)
4	116 (100.0)	—	12 (10.3)	23 (19.8)	5 (4.3)	6 (5.2)	4 (3.4)	2 (1.7)	30 (25.9)	4 (3.4)	1 (0.9)	—	29 (25.0)
5	273 (100.0)	2 (0.7)	15 (5.5)	31 (11.4)	16 (5.9)	9 (3.3)	18 (6.6)	6 (2.2)	96 (35.2)	9 (3.3)	8 (2.9)	—	63 (23.1)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 「出入国・査証」は、不法滞在等である。
 3 「その他」は、脅迫、恐喝等である。
 4 () 内は、構成比である。